

氏名	三上章			
学位の種類	博士（文学）			
学位記番号	博乙第2779号			
学位授与年月日	平成28年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	プラトン『国家』におけるムシケー —— 古典期アテナイにおけるポリス社会とムシケーの相互影響史を踏まえて ——			
主査	筑波大学 教授	博士（学術）	秋山 学	
副査	筑波大学 教授	Ph.D.（言語学）	池田 潤	
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	佐野 隆弥	
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	桑原 直己	

## 論文の要旨

本論文は、プラトンが『国家』において、問答法的議論に沿って展開する哲学的ムシケー論をめぐり、古典期アテナイにおけるポリス社会とムシケーの相互影響史の考察を踏まえて行われる研究である。序論に続く第1部が計2章、そして第2部が計6章より成っており、最後に結論が提示される。

第1部「古典期アテナイにおけるポリス社会とムシケーの相互影響史」では、まず第1章「ポリス社会の進展とディーテュラムボス」において、古典期アテナイの社会と密接な結びつきを持つディーテュラムボスが、ポリス社会と軌を一にしていかに進展していったかについて論述される。第2章「ポリス社会の変動と「新音楽」運動」では、ペロポネソス戦争を境に始まったと思われるポリス社会の変動に伴い、多様性と娯楽性を特徴に流行し始めた「新音楽運動」の内容と、そのアテナイ社会への影響について論述が行われる。

結論として、以下の諸点が明らかとなる。①古典期アテナイにおいて、円形コロスとしてのディーテュラムボスは、10部族の帰属意識と部族間の結束を強化する上で大きな役割を果たした。②ペロポネソス戦争を分水嶺として、市民共同体意識の緩みと富への飽くことなき欲望を見せたポリス社会は、新しさを志向し、過去への優越感と革新意識を誇示した。③ポリス社会の変動に呼応し、前5世紀後半から前4世紀前半には、ディーテュラムボスの革新を特徴とする新音楽運動が流行し、伝統に囚われない自由奔放な音楽を提供した。

第2部「プラトンのムシケー哲学」では、まず序として「『国家』におけるムシケーの重要性」が述べられる。続いて第1章「ロゴスとレクシス」(II巻376E-398B)では、ムシケー教育における詩の「ロゴス」と「レクシス」について、プラトンによる見解の特質が論述される。第2章「ハルモニア」(III巻398C-399E)では、抒情詩の吟唱に伴う音楽的要素である「ハルモニア」とそれに付随する「リュトモス」について、プラトンによる見解の特質が論述される。第3章「ムシケーの魂への働きかけ」(III巻401D-403C)では、国家守護者候補になりうる子供たちの魂へのムシケーの働きかけについて、プラトンによる見解の特質が、

音楽の魔力、人間の音楽的本能、音楽と魂の同族性、ミーメーシスとホモイオーシス、ムウシケーとパイデラスティアアの順で論述される。第4章「ムウシケーとギュムナスティケー」(III巻403C-412B)では、国家守護者候補である子供たちの魂におけるエートス形成の完成という観点から、ムウシケーとギュムナスティケーの関係について、プラトンによる見解の特質が、保健としてのギュムナスティケー、医療論と裁判論、ムウシケーとギュムナスティケーの統合の順で論述される。第5章『国家』におけるムウシケーの位置では、プラトンのムウシケー論についての以上の論考を踏まえ、守護者候補の育成という観点から、『国家』全体の議論の中でプラトンがムウシケーにいかなる位置を与えているかという問題について、国家における正義と不正の生成とムウシケー教育論、魂における正義の生成とムウシケーの順で論述される。第6章「哲学的ムウシケー論の仕上げとミーメーシス詩拒絶論」(X巻595A-608B)では、ムウシケー生涯教育論に照らし、哲人統治者候補の育成の仕上げと、関連する詩人教育論についてのプラトンによる見解の特質について、何ほどの程度まで拒絶されるのか、ミーメーシス詩拒絶の論証、ミーメーシス詩との決別の順で論述される。

結論として、以下の諸点が明らかとなる。①プラトンのムウシケー論は、国家守護者候補である子供たちの魂におけるエートスの初期形成に焦点を合わせたパイデア論としての特質をもつ。②彼は、詩におけるロゴス優先の見地から、子どもたちに聞かせるミュートス(物語)と正しいテオロギア(神論)との合致を主張した。③彼は「一人が一つの仕事を」という単純性の原則に基づき、優れた人のミーメーシスだけを行う単純な様式のレクシスを採用した。④彼は、ハルモニアがリュトモスと相まってロゴスに添える魔力に鑑み、音楽のエートスに関する熟考に基づいて、ドーリスとプリュギアという二つのハルモニアを選出した。⑤彼は現行のロゴス、レクシス、ハルモニアを浄化し、贅沢三昧国家の浄化と健全国家の実現を目指したが、真の狙いは魂の浄化にあった。⑥彼は、リュトモスのエートスに関して、ダモンの理論を批判的かつ慎重に使用した。即ち、単純性の原則をリュトモスにも適用し、国家守護者候補の子どもたちの魂におけるエートスの形成という観点から、リュトモスのあるべき姿を提案した。⑦彼は、音楽のみならず、絵画・彫刻・建築を含む、子どもたちを取り巻くあらゆる文化環境がエートスの形成に影響するという認識に基づき、浄化の範囲を文化全領域に拡張した。⑧彼は、ロゴス・レクシス及びハルモニア・リュトモスの魂への働きかけについて、二つの重要な事項を洞察した。一つは音楽的諸要素がもつ魔力、もう一つはミーメーシスと魂の間に生起する「同化」であり、彼はこの感覚を正しく培うことがムウシケーの役割であると明察した。⑨彼は、国家守護者候補の子どもたちの魂における「気概の素質」と「知を愛する素質」との調和達成のために、ムウシケー・ギュムナスティケー統合論を提唱し、その観点から魂に関わる裁判所と体に関わる医療所のあるべき姿を提言した。⑩彼は、国家論としては将来の戦士たるべき少年たちに勇気に関する正しい考えを定着させる役割を、魂論としては魂における気概的な素質を育成する役割をムウシケーに認めた。⑪彼の構想では、哲人統治者候補が生涯にわたって受ける、文芸・音楽、数学的諸学科、哲学的問答法の教育全体が広義のムウシケー教育であり、これは、魂の真実在への上昇に呼应して絶えず自らをより高次なものへ変容させていく「真実の哲学」である。⑫彼の「詩人追放論」は、精確にはミーメーシス詩拒絶論であり、哲学的ムウシケー論の仕上げとして『国家』全体における重要な位置を占める。ムウシケー中等・高等教育は、専ら魂における理知的部分の育成を目的とし、その教育内容は「序曲」としての数学的諸学科から「本曲」としてのディアレクティケーまで広範囲にわたり、学習者に専心が求められる。魂における理知的要素と気概的要素の調和を目的とする音楽・文芸としてのムウシケー教育は、初等教育段階で終了すべきものである。

プラトンの哲学的ムウシケー論は、哲人統治者候補が善のアイデアの観照を目指す問答法的道行きである。つまり、善のアイデアの分有を目指す人という意味での善き人が、哲学的問答法により、その魂の中の理知的

部分に関して漸進的に浄化を経験しつつ、善を分有し続ける道行きである。この道行きを邁進する人が、真のミュージケー人・真の哲学者だと言える。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、プラトンの『国家』におけるミュージケーの機能、とりわけ国家守護者候補育成におけるミュージケーの重要性の解明を目的とした論文である。副題が明瞭に示すように、人間精神の全体的活動に関わる現象であるミュージケーと、古典期アテナイの政治や経済などの社会学的要素との相互交渉をも射程に収めた、広義の文化研究である点に、本論文の大きな特徴がある。著者は、本論文の目標を 1:ミュージケーとポリス社会との相互影響の調査、および 2:プラトンのミュージケー論の特質解析の 2 点にまとめている。もっとも、400 ページを超える本論文の 4 分の 3 以上が第 2 点の記述に当てられていることから明らかなように、第 1 点に関する通史的調査で得られた知見を基盤に、本論文の本体とも言うべき哲学的ミュージケー論の分析が、プラトンの議論に沿う形で丁寧に記述されている点がまず評価される。特に注目すべきは、第 2 部第 2 章において、著者がアリストクセノスの『ハルモニア原論』やアリストティデスの『音楽論』といった楽理家たちの原典に遡り、ここに記されている種々のハルモニアに関してその実質を推定することに努めた部分である。著者は、プラトンの『国家』において推奨ないし排斥されている曲調とこれらのハルモニアとを比較検討し、プラトンの見解がどのような具体的な音曲上の性質に基づくのか、その理由を明らかにしようとしており、この試みは、音楽史上特筆すべき寄与であると言ってよい。ディーテュラムボス詩への言及に関連して、たとえば演劇詩に関する言及も望まれうるところであるが、史料的制約を理由に仮説的な言及は避けるなど、一貫して著者が文献学的な姿勢に徹した点にも本論文の特質がある。著者は、ミュージケー論の展開として予期される、プラトンの他著作やアリストテレス『詩学』への言及等に関しても、これをつとめて避け、『国家』から読み取れるプラトンのミュージケー論の叙述に専心しており、この点は本論文の目標を明確にしている。

ただし、プラトンの記述を精確に追跡するという著者の基本方針は、そのまま本論文の弱点ともなりかねない。『国家』に関して、著者はミュージケー関連の論述にのみ専心しているが、ミュージケーが『国家』全体の通奏低音を形成しているという著者のテーゼの有効性に関して、さらに諸先行研究と対話する中で問い直し、新たな哲学的知見を提示するという作業が望まれるところであった。そして、文献学的姿勢を堅持するという著者の姿勢から言えば、『国家』に関する最新かつ本格的な注解書として知られるヴェジェッティのイタリア語による注解書（7 巻本；1998-2007）について言及が行われていない点も、悔やまれるところである。

もっともこれらの弱点も、本論文の価値を大きく貶めるものではない。長大な『国家』の主題をミュージケーという概念に見出し、これをキーワードとして『国家』全編を詳細な分析とともに読みぬいた論考としては、おそらく国内外を通じて本論文が初めての試みと言えるであろう。本論文が学界に向けてなす最大の貢献は、何よりもこの点に見出される。

平成 28 年 1 月 18 日、人文社会科学科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第 10 条（2）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。